

第 159 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 24 年 9 月 6 日（木）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 157 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第 158 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2263 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2264 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2265 号 気仙沼都市計画道路の変更について

議案第 2266 号 志津川都市計画道路の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

第159回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 惠 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	東北緑化環境保全株式会社環境事業部課長
木 下 淑 惠	東北学院大学法学部准教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐 藤 憲 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
徳 山 日出男	国土交通省東北地方整備局長（代理）
森 田 幸 典	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
長谷川 敦	宮城県議会議員
内 海 太	宮城県議会議員
佐 藤 正 昭	宮城県市議会議長会会長
大須賀 啓	宮城県町村議会議長会会長

（以上 16 名）

○ 専 門 委 員

里 見 雅 行	東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長（代理）
---------	-------------------------

1 開 会

（1）新任委員の紹介

○事務局（鈴木総括） ただいまから第 159 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。

国土交通省 東北運輸局長の長谷川伸一委員です。本日は代理といたしまして、企画観光部計画調整官の佐藤一男様が出席されております。

（2）専門委員の紹介

○事務局（鈴木総括） 今回の審議会では、鉄道駅の交通広場に関わる議案がございますことから、東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長の里見雅行専門委員の代理といたしまして、企画部長の相澤義博様に御出席をいただいております。

○事務局（鈴木総括） なお、木下委員と佐藤正昭委員、内海委員におかれましては、所用のため定刻に遅れる旨の御連絡をいただいております。

（3）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含めまして、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席表に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

（4）会議の公開・非公開についての報告

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の公開の扱いでございますが、本日御審議いただきます四件の議案につきましては、いずれも非公開とする議案に該当しておりませんので、審議はすべて公開とさせていただきます。

（5）配付資料の差替え

○事務局（鈴木総括） 続きまして、委員の皆様に予め配布しておりました議案書の記載内容に誤りがございましたので、差替えをお願いいたします。皆様のお手元にお配りしております、「石巻広域都市計画道路の変更」と題しました資料が、差替え後の資料となります。先にお送りしておりました議案書 9 ページでは、表中、路線名「女川海岸線」の番号欄に、「3・5・202」と記載しておりますが、正しくは「3・4・202」でございました。お手数でございますが、委員の皆様におかれましては、差替えをお願いいたします。

なお、本日お配りしております資料につきましては、既に差替え済みとなっておりますので、差替えは不要でございます。

(6) 議長に進行引き継ぎ

○事務局（鈴木総括） それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、森杉会長、よろしくをお願いいたします。

(7) 議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

最初に、議事録署名人の指名をいたします。牛尾委員と、長谷川委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 次に、前回議案の処理報告をお願いします。第157回及び第158回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは前々回及び前回の議案の処理について御報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。第157回の審議会におきまして御審議をいただきました議案のうち、前回の審議会時点で、手続き中でございました議案第2254号仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る案件につきましては、処理結果欄に記載のとおり、審議結果に基づき所定の手続きを完了しておりますことを御報告いたします。

続きまして、4ページを御覧ください。第158回の審議会におきまして御審議いただきました議案第2260号から議案第2262号までの3件につきましては、こちらも記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。以上でございます。

(13:35 内海太委員が、13:37 佐藤正昭委員が、それぞれ到着)

○森杉議長 はい、ありがとうございました。以上の報告につきまして、御質問等ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしゅうございますか。はい、それでは、議案の処理報告につきましては、これで終わります。

3 議案審議

議案第 2263 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉委員 それでは次に、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2263 号から第 2266 号の 4 件です。円滑な議事運営に努めて参りたいと思います。事務局の方は、明快な御説明のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初の議案であります第 2263 号、「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2263 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。議案書の 6 ページをお開きください。

都市計画道路「3・5・190 号植松田高線」、これを変更するものでございまして、一部区間及び交差点の幅員を変更するものであります。都市計画道路「植松田高線」は、国道 4 号を補完いたしまして、名取市の中心市街地を南北に縦断する幹線街路といたしまして、昭和 36 年に都市計画決定され、現決定は標準幅員 12 m、延長約 4,640 mとなっております。今回、本路線の沿道の土地利用状況を考慮いたしまして、自転車通行スペースを確保するため、一部区間の幅員を 12 m から 14 m に拡幅するとともに、新たに交差点 1 カ所におきまして右折車線を付加し、幅員 17 m とし、自動車、自転車及び歩行者通行の円滑化を図るものでございます。

議案書の 7 ページを御覧いただきたいと思ひます。こちら名取市市街地の図面となっております。中央部南北方向に J R 東北本線及び国道 4 号バイパスが通っております。また J R 東北本線の名取駅から仙台空港アクセス線が分岐しております。今回の「植松田高線」でございまして、ピンク色で表示しておりますが、J R 東北本線の西側に平行するように南北に延びる路線となっております。図面中央の青点線で囲んだ区域が、今回、変更する箇所を表してございまして、右上には拡大図を載せております。また、図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を表してございまして。

拡大図を御覧いただきたいと思ひます。今回の変更区間は、都市計画道路大手町下増田線との交差点のやや南側から県道愛島名取線との交差点までの区間となっております。図面で御覧のとおり本区間は、住宅が密集してございまして、また名取市立第一中学校の通学路ともなっていることから、自転車通行スペースを確保するために、幅員を 12 m から 14 m に拡幅するものでございまして。また、県道愛島名取線との交差点に右折車線を付加いたします。

参考資料 1 の 1 ページを御覧いただきたいと思ひます。変更箇所を拡大した図面となっております。変更対象の「植松田高線」が左から右に記載されてございまして、右側が大手町下増田線との交差点方向、左側が県道愛島名取線との交差点となっております。また、下に標準断面図を載せてございまして。この区間において、両側の歩道をこれまでの A-A' 断面の 2.5 m から C-C' 断面の 3.5 m に拡幅いたします。これにより全体の幅員が 12 m から 14 m に拡幅されることとなります。また、県道愛島名取線との交差点に新たに右折車線を設け、B-B' 断面のとおり幅員を 17 m とします。

参考資料 1 の 2 ページを御覧いただきたいと思ひます。こちらに、愛島名取線との交差点部のアップを載せてありますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上で議案第 2263 号の説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありましたが、皆様方からの御意見・御質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○大山委員 ただいまの御説明で、低炭素社会の形成に向けてとてもいい取組だと思っておりますが、今回自転車の整備と言うことでこの区間を設定したんですけれども、県内たくさんの道路がありますけれども、それについてやはり、自転車の整備というのはとても重要なことではないかと思っております、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいんですけれども。

○事務局（櫻井都市計画課長） 基本的に歩車道の分離という面では、特に市街地部では積極的に進めていきたいとは思っております。その意味におきましては、自転車の設置についてはこれまた積極的に行ってほしいという風に思っているところでございます。ただ市街地以外、たとえば山間部の道路でありますとか、ややもしますと今までは全て両歩道を造りながら、あるいは自転車を造りながら、そういった進め方をしておったんですけれど、少しメリハリを付けながら、人が住むところには適宜自動車と自転車の分離を図るような作り方、そういったことを進めることによって、結果的に自転車の促進を図ってほしいと、こういう風に思っているところでございます。

○森杉議長 他にございませんか。よろしゅうございますね。それではこの件は、非常に素直な案件で、皆様の御賛同もいただけると思っておりますので、これで終了させていただきたいと思っております。

議案 2263 号、現在御説明の案件ですが、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございます。では御異議ないものと認め、本案につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。ありがとうございます。

議案第 2264 号 石巻広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 次の案件に参ります。議案第 2264 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の概要を説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第 2264 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書 9 ページをお開き願います。都市計画道路「3・4・202 号女川海岸線」及び「3・5・203 号浦宿女川線」を追加するものであります。「女川海岸線」は国道 398 号となっておりますの

で、主要な幹線街路として、延長約 3,820 m、標準幅員 16.5 m で都市計画決定するものであります。「浦宿女川線」は、旧国道 398 号となっておりまして、補助的な幹線街路として、延長 1,490 m、標準幅員 14 m で都市計画決定するものであります。女川町では、昨年 9 月に策定しました「女川町復興計画」に基づき、壊滅的な被害を受けた町中心部において、新たに安全で災害に強い市街地整備を実現することとし、今年 3 月に女川町被災市街地復興土地区画整理事業を都市計画決定しております。今回、土地区画整理事業の土地利用計画と整合を図り、「女川町復興計画」の目標や土地利用方針に基づく新たな市街地の骨格を形成いたします。都市計画道路 2 路線を追加するものであります。

議案書 10 ページを御覧ください。こちら女川町中心部の図面となっており、図面左手側が石巻方面、右手側が旧雄勝町方面となっております。赤色で表示しておりますのが、新たに加える都市計画道路 2 路線となっており、下が「3・4・202 号女川海岸線」、上が「3・5・203 号浦宿女川線」でございます。「女川海岸線」は女川町浦宿浜字小屋ノ口を起点といたしまして、女川町の中心部を東西に貫き、女川町石浜字崎山に至る主要幹線街路となっております。当路線は国道 398 号となっておりまして、女川町中心部の骨格を形成するとともに、石巻市中心部や三陸道、旧雄勝町方面と女川町を連絡する主要道路であり、また、女川町の主要産業でございます水産物加工業の物流を担うものと考えてございます。「浦宿女川線」は、「女川海岸線」と同じく女川町浦宿浜字小屋ノ口を起点といたしまして、女川町女川浜字女川に至る路線としておりまして、女川町の生活交通を分担する路線と考えてございます。

参考資料 1 の 3 ページをお開き願います。これは、3 月に都市計画決定を行いました、女川町被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画図となっております。女川町中心部は、今回の津波で甚大な被害を受けてございまして、地区内の住宅のほとんどが全壊の状況となった他、役場庁舎や J R 石巻線女川駅舎が壊滅的な被害を受けたところでございます。女川町では昨年 9 月に策定した女川町復興計画に基づき、宮ヶ崎地区や小乗浜地区等の津波被害のなかった高台や清水町地区や石浜地区等の安全性を確保した盛土造成地に住宅を配置し、低地部には漁港を中心とした工業エリアを集約し、職住分離を図り、安全・安心なまちづくりを推進することとしております。また J R 女川駅東側に商業・業務エリアや観光交流エリアを配置し、にぎわいを創出することとしております。

こちらと併せまして、参考資料 4 ページをお開き願います。こちらは、対象路線を拡大した図面となっております。併せて標準断面図を載せてございます。「女川海岸線」の標準幅員は D-D' 断面の 16.5 m としておりますが、交差点部においては右折車線を付加し、E-E' 断面のとおり 18 m、また、先程御説明いたしました商業・業務エリアや観光交流エリアにつきましては、良好な都市環境を確保し、にぎわいを創出するため、F-F' 断面のとおり植樹帯を設置し、幅員 20 m としております。「浦宿女川線」の標準幅員は左上の A-A 断面のとおり 14 m、交差点部につきましては右折車線を付加し、B-B' 断面のとおり 17 m としてございます。

参考資料 1 の 5 ページから 7 ページには、交差点分のアップが載せてありますので、御確認いただきたいと思います。

なお、今回の県決定の都市計画道路と併せ、女川町決定の都市計画道路を定めることとしてございまして、参考資料 8 ページは、女川町決定の都市計画道路を併せた図面となっております。

黄色で書いてございますのが、女川町決定の道路となっております。県決定の道路と同様に、土地区画整理事業と整合を図りまして、事業を推進して参るところでございます。

以上で、議案第 2264 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いをいたします。

(13:50 木下委員が到着)

- 森杉議長 ありがとうございます。それでは、皆様から、御質問、御意見賜りたいと思います。御質問等ございましたら。どうぞ。

- 牛尾委員 女川町の場合は、かなり津波被害が大きかったんですけども、新たな計画道路を造る場合、土地の嵩上げは何メートルなさることになっているのでしょうか。

- 事務局（櫻井都市計画課長） 女川町のまちづくりの住まい方ですけども、いわゆる多重防御と言いますか、そういったもので守ると言うよりは、基本的に可住地、一般のいわゆる住居系のところを、高台に移転するという計画になっております。旧来町があった下側については、産業系、業務系、商業系をはりつけるということになってございます。それと津波の守り方につきましては、いわゆる一線堤といわれる海岸堤、これでレベル 1 と言われる、頻度の高いものについてはそれで守るということになってございます。あわせて、398 号線等々については、ある程度高さを稼いで、津波被害をある程度減ずる、一定程度水には浸かるんですけど、一定程度、水位がそんなにあがらないで、具体的に言いますと今の計画ですと、地盤面から 3 m～4 m 程度上げていくような、こんな形です。レベル 2 で完全に守ると言うよりは、波が来ても、また戻って生活ができる、こんな住まい方、住居系をかなり上に上げて住む、そういう考え方になっております。

- 牛尾委員 もうひとついいですか。あともうこの形で道路を造った場合、まあこういうことはないと思うんですけど、前回のような大震災の津波が来たときに、このブルーゾーンの地区、水産加工場などをお作りになられますよね、その人たちの退避はどういう風な想定になるのかなど。例えば道路使うとしたらとか。

- 事務局（櫻井都市計画課長） 避難路としての、避難計画の話になります。具体的に言いますと、いわゆる県決定でやります 398 号線に付随して、町決定であります、例えば清水大通り線という、山にあがっていく道路、そういったところで、津波があった場合においては、いち早く高台に逃げるための避難路としての位置づけ。あとは、ブルーの産業系のところについては、避難タワーと言いますか、そういったところの配置を考えておりまして、ハードとソフトで、レベル 2 の津波がきたときにはもういち早く逃げることを基本として、速く逃げられる体制をとると、そういうような考え方でおります。

- 牛尾委員 ありがとうございます。

○森杉議長 ありがとうございます。

今の御議論、重要な御議論だと思っております。事務局から後から御説明いただきたいんですけど、我々は県の都市計画審議会をやっているわけですね。県の都市計画審議会で扱っているのは、この都市計画道路だけなんです。その他のいろんなことは、この場合ですと女川の都市計画審議会が様々な、今のような御議論をなさっておられて、そこで審議がかかっているわけですね。その中での内容について、いまおっしゃったようなことがあって、それについてはどうでしたか、我々は審議の対象ではないけれども、参考として、いろんな意見を申し上げることができると、そういう風に聞いておりますけれども、この点事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 実は、こういったある意味ねじれた形で、国県道だけを県決定し、あと面整備、あるいはそれに関連する市町村道については当該市町の都計審が扱っていくという形になっていますけれども、これは地方分権一括法の中で、ほとんどは市町村の都計審に権限をゆだねたわけなんです。相変わらず国県道については県決定として残っているというのは事実でございます。このほか県都計審で持っているのは、線引きと言われる、市街化区域に編入するかしないかというような案件でございます。今回の場合、被災市町においては、いわゆる地型の計画決定を行いますし、今御指摘のとおり、避難路を考えるとといったことも、ある意味気がついたところで、我々の方から市町の方にお話を申し上げる、あるいは、都計審から、場合によっては、この事業決定は県が決定、事業認可いたしますので、事業認可する県に一定程度配慮するようにといったことをお話いただくことも可能だと思っておりますし、そういった話を市町の担当の方にも、そういった議論があったということも、重ねて話すことができると思っておりますので、全体的な話の中で御議論していただければよろしいかと思っております。

○森杉議長 ありがとうございます。というような状況ですので、これは、復興計画そのものですので、この場でいろんな御意見ございましたら、適宜議事録に残すなり、先方に伝えるような格好で、御意見を伝えることもできますので、是非とも積極的な、建設的な御意見を賜ればと思っております。

よろしいですか。女川も比較的、復興計画はうまくいってるから、以外と皆様安心しておられるんですかね。御意見を。

○牛尾委員 避難経路に関わってくるんですけども、原発からの避難道はまだないんですよね、この道路計画の中には。

○事務局（櫻井都市計画課長） この区画整理の中で、原発を意識した避難道という位置づけは、明確にはございません。ただ、この398号については、この一山を超えて、石巻方面につながる唯一の道路でございます。そういった意味においては、例えば原発、津波の災害があったときにはこの398号が、この女川にとっての生命線になると思っております。これは、旧雄勝方向にも抜ける道路ですので、そういう意味では非常に大事な道路であるとともに、先程説明したとおり、物

流にとってもこの398号って言うのは、重要な路線だろうという風には思っております。

○森杉議長 北に逃げると言うことになるんですか。西の方ですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 地域防災計画での位置づけを今後見直すことになると思いますが、今は、西方面に、女川では、石巻の市街地方向に逃げるという計画になっております。

○森杉議長 これはちょっと重要ですよ。ちゃんとこういうところでも議論しておかないといけないんじゃないのかな。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今回は市街地の道路でございますけれども、国道398号についてはまた別途都市計画決定以外の道路の事業で、市街地の外で事業を実施しております。これらの事業も、含めて早く造っていただきたいというのがございまして、今都市計画区域の、女川の区域の外でございますけれども、道路事業が女川に向かって進んでくる、というふうなこともございます。

○森杉議長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。他に御意見ございませんか。

○牛尾委員 もうひとついいですか。ちょうどJRの方がいらっしゃるの。一応こういう形で女川町さんの計画が出ていますけれども、今JRさんでは、バスですよ。鉄道の見込みというのは、どうなんでしょうか。

○相澤専門委員代理 今、渡波まで鉄道が行ってまして、そこからは代行バスという形で、バスで女川まで入っていますので、ちょうどこの図にあります、浦宿という駅。議案書10ページの左端の方に、浦宿という駅がございます。ここまでを原位置での復旧工事を行っております、来年度初めくらいまでには鉄道で浦宿まで開通する予定であります。浦宿から先の女川までにつきましては、今女川町さんの方と、まちづくりの計画と合わせて、どこに区域を持って行けるかとか、そういう意味では先程お話しがありましたように、お客様の安全というのが鉄道の場合第一にございますので、やはりレベル2は、先程宮城県の方からも御説明ありましたとおり、逃げるというのが基本となると思いますので、その避難経路の問題ですとか、そういった部分を今後女川町さんと同様につめながら、決めていきたいという風に思っております。当面は、来年度初めに浦宿まで鉄道で戻ることが決まっているというかたちでございます。

（14:00 内海委員が退席）

○森杉議長 よろしいですか。それでは、御意見が出尽くしたように思いますから、お諮りいたします。

議案第 2264 号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 ありがとうございます。御異議ないものと認め、本案件につきましては、原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第 2265 号 気仙沼都市計画道路の変更について

○森杉議長 次に、議案第 2265 号、「気仙沼都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の概要をお願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは次に、議案第 2265 号「気仙沼都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書 12 ページをお開き願います。都市計画道路「3・4・4号片浜鹿折線」を変更するものがございます。ゴシック体で強調している箇所が変更点となっております。一部区間の幅員を変更するものです。また、合わせて、「3・4・2号鹿折駅浜線」及び「3・6・17号蔵底浪板線」を廃止いたします。「3・4・4号片浜鹿折線」は、気仙沼市市街地を南北に貫く幹線道路として、昭和 27 年に都市計画決定されまして、現決定は、標準幅員 18 m、延長約 8,150 m となっております。今回、気仙沼市震災復興計画に基づく、鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画と整合を図りまして、災害時の救援・避難ルートとしての機能強化とともに、自転車交通にも配慮した歩道部の拡幅を行うため、気仙沼市魚浜町から気仙沼市西みなと町の区間の幅員を 15 m から 16 m に拡幅するものがございます。「3・4・2号鹿折駅浜線」及び「3・6・17号蔵底浪板線」はともに鹿折地区の補助幹線道路といたしまして計画決定されておりましたが、同じく鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業と整合を図り、これを廃止するものです。

議案書 13 ページを御覧ください。こちら気仙沼市中心部の図面となっております。図面左手側が旧本吉町方面、右手側が岩手県方面となっております。今回の変更区域の鹿折地区につきましては気仙沼市街地の北側に位置し、気仙沼湾の最奥部にあたります。ピンク色で表示しておりますのが「片浜鹿折線」、黄色で表示しておりますのが廃止する「鹿折駅浜線」と「蔵底浪板線」となっております。

参考資料 1 の 9 ページをお開きください。これが、今回気仙沼市決定として都市計画決定を予定しております、鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画図となっております。鹿折地区は J R 大船渡線鹿折唐桑駅を中心として住宅地や工場が広がっており、沿岸部には、水産工場等の産業エリアが集積しておりました。当地区は津波とその後の大規模火災によって、甚大な被害を受けてございまして、地区内の住宅のほとんどが全壊の状況となっております。気仙沼市では昨年 10 月に策定しました気仙沼市震災復興計画において、津波による浸水被害が想定される市街地では、住居系土地利用を誘導する盛土嵩上げゾーンと、住宅立地を制限しまして産

業系土地利用を誘導する低地ゾーンに市街地を再編整備する方針が打ち出されており、鹿折地区につきましてもこの方針に基づき、計画されております。地区中央部の津波緩衝緑地帯を境に北側を盛土嵩上げゾーン、南側を低地ゾーンといたしまして、北側の盛土嵩上げゾーンについては、安全で利便性の高い住居系市街地として再生するとともに、南側の低地ゾーンは住宅地を制限した産業・業務系市街地として整備することとさせていただきます。

こちらと併せて、参考資料1の10ページをお開きいただきたいと思っております。こちら、変更箇所拡大図となっております。また、左下に標準断面図を載せております。「片浜鹿折線」につきましては、土地区画整理事業地と一部その南側の区間において、自転車交通に配慮した歩道部の拡幅を行うため、歩道の幅員を3mから3.5mに拡幅いたします。これにより、全体の幅員を15mから16mに拡幅するものでございます。また、「鹿折駅浜線」及び「蔵底浪板線」につきましては、土地利用計画図と整合を図り廃止いたします。なお、図面でオレンジ色に記載してございますが、鹿折川を渡り県道大島浪板線に至る幹線道路として、新たに「鹿折駅浜線」を気仙沼市決定で定めます。県で廃止いたします「鹿折駅浜線」と同一名称となっておりますが、これまでの「鹿折駅浜線」は鹿折地区内の補助幹線道路となっておりますが、今回気仙沼市で決定する「鹿折駅浜線」は地区内と県道大島浪板線を繋ぐ幹線道路として決定するものでございます。

参考資料1の11ページには、片浜鹿折線と新たな鹿折駅浜線との交差点部のアップが載せてありますので、御確認ください。

以上で、議案第2265号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、本議案に関する意見書の提出はございませんでしたが、先ほどお話しした、気仙沼市決定の土地区画整理事業と都市計画道路について、意見書の提出があったところでございます。気仙沼市では、9月4日に気仙沼市都市計画審議会を開催しまして、法令に基づき、意見書の要旨を同審議会に提出し審議を行った結果、原案のとおり承認されております。ただし、ただいま御説明申し上げたとおり、土地区画整理事業や気仙沼市決定の道路は、本議案と密接に関連するものでありますことから、本議案の審議の参考といたしまして、気仙沼市に提出された意見書の要旨と都市計画決定権者である気仙沼市の見解を紹介してございます。

お手元に配布しております、参考資料2を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きください。こちらは、鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る意見でございますが、気仙沼市新浜町二丁目に居住の方からの御意見でございます。意見要旨の1番目は「浜商栄会かもめ通り商店街を土地区画整理事業の内外に分割した理由を示して欲しい。」との意見です。参考資料1の9ページを御覧ください。浜商栄会かもめ通りは図面左側の工業系土地利用を予定している区域から地区外まで伸びる通りとなっております。理由は「同商店街が、最も古い商店街のひとつであり、この通りの20数店で構成されている。」などとしております。これに対する都市計画決定権者である気仙沼市の見解といたしましては、「この区域設定は、気仙沼市復興計画に基づきエリア別の土地利用方針を定め、また平成24年1月に行った「今後の土地利用意向調査」に基づき設定したものとしており、かもめ通り商店街の北側の区域は自力再建要望が強く、早期事業再開を促進すべき区域として土地区画整理事業の施行区域から除くこととした。」としております。次に要旨の2番目は、「商店街を盛土嵩上げゾーンへ換地移転して欲しい。」との意見で、理由といたしましては、「住民の利便性を考慮するため」としてしております。

これに対する都市計画決定権者である気仙沼市の見解としては、「市としても商店街の位置は、まちづくりにおける重要な要素と認識しており、今後意見を踏まえ配置を検討していく。」としてございます。

次に2ページを御覧ください。こちらは、片浜駅浜線に関する意見でございまして、気仙沼市東みなと町に居住の方からほか1名の御意見でございます。意見要旨は「鹿折駅浜線の計画法線について変更を求める。」ということでございます。理由の1つめとして、「代替する計画法線の検討の余地がある。」としております。これに対する都市計画決定権者である気仙沼市の見解といたしましては、「本計画は安全性や走行性及び経済性に配慮したルートであり、鹿折地区の円滑で迅速な復興のために最適な計画である。」としてございます。2番目の理由といたしまして、「計画法線内に自己所有地がある。私有財産権や居住権の侵害になる。」などとしております。これに対する都市計画決定権者である気仙沼市の見解といたしましては、「本計画は気仙沼市震災復興計画に基づく土地区画整理事業により行われるもので、公共性の高い事業と考えている。」、また「土地区画整理事業により施工を行うため、土地は地権者に換地され、私有財産権等の侵害にはあたらない。」としております。なお、市といたしましては、「今後も土地区画整理事業や都市計画道路について、広く市民の方々の理解と協力を求めていく。」としております。

以上で、議案第2265号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いをいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、皆様の御審議、御意見等を賜りたいと思います。

○森杉議長 ひとつ私の方から。参考資料2の1ページで、住民の方からのかもめ通りの商店街についての、今後の方針についての御意見があつて、上の方は、かもめ通りの商店街の北側については、その場所で自力再生していくという方針だと行っているんですね。一方下の方に行くとは、商店街の位置はまた改めて考えなければならないので、住居系の方への配置を考えなければならないと。こういう風なですね、いわゆる両面作戦なんですかね。どうも非常に気になるような方針ですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今自力再建とされている、除外されているエリアというのは、商店街の土地利用というよりは、工場とか、そういった土地利用になっているようでございまして、意向調査をしたところ、早くそこで、原位置で復活したいというようなお話を賜ったようでございまして、市は区域から除外したという風に聞いております。土地利用計画にもありますとおり、新たに整備する区画整理の中には、当然商業系の土地利用というのも配置しておりますので、その中で一定程度権利変換を行いながら商店街の形成を新たにやっていくという考えであるという風に伺っております。

○森杉議長 上の方の、低地ゾーンの商店街というのは、自立と言っても、商店街ではない可能性が高いわけですね、これは。簡単に言うと。

○事務局（櫻井都市計画課長） その多くの方々は、商店を営んでいる方ではないというふうに関

いております。

- 森杉議長　そういうかっこうで、やはり商店街は街の中に、商店街は住宅系の方に近づけていくということですね。分かりました。
- 大山委員　参考としてなんですけれども、ここは地図を見ますと、多くの人々が日常接する空間であって、住空間、労働環境の空間であるんですが、道路景観についての発言なんですけれども、これまで緑化、道路の街路樹っていうのは、全国どこでも一律同じケヤキやあるいは造園木のごくごく限られた樹種のみでなされてきて、全国どこに行っても道路の緑というのは同じものばかりであったんですね。やはりこれからは、地域の生物多様性という視点を生かして、その地域らしい、地域ならではの緑、樹木にさせていただけたらいいなと思ひまして、参考として発言いたしました。
- 事務局（櫻井都市計画課長）　今回都市計画決定する案件につきましては、一定程度の幅員と植樹帯を設けるということが具体的にになってございます。これから具体的なまちづくり、緑の計画について、市が具体的な図柄を描いてくるだろうと思っております。一方で我々は景観行政の担い手でございますので、いわゆる復興していく街の景観のあり方、それには当然緑の配置ということも大きな要素として関わってくると思ひますので、今実は我々の方で景観のガイドラインというのを作ってございます。その中で、配慮すべき事項でありますとか、少し考えていただきたいこと、そういったことも被災市町の方に伝えていきたいという風に思ひます。また、具体的な整備計画についても、若干我々も入りながら彼らのまちづくりについて、計画決定以外、事業実施の中で進めて行ければという風に思っております。
- 牛尾委員　県にお聞きするのは申し訳ないんですけれども、参考資料1の9ページの、気仙沼の都市計画の中で、グレーの部分がありますよね、公共公益施設となっておりますが、これは何なんでしょうか？
- 事務局（櫻井都市計画課長）　鹿折川の側の部分のことと思ひますが、その左側に、青色の工業系土地利用という部分がありますけど、ここに、市民センター等があるんだそうでございます。この機能を、住居系のところに移設し、今ある市民センター等々については工業系の土地による変換を受ける。そういうことをもって、灰色の方に持って行きたい、そのような考え方のようにございます。それから、鹿折唐桑駅の下に、また同じように灰色の部分がありますが、こちらは駅前広場として整備していく計画でございます。
- 森杉議長　この駅前広場につきましては、相澤さんいかがでしょうか。
- 相澤専門委員代理　大船渡線も重大な被害を受けまして、鉄道としては再開しておりません。今、地元の方と、弊社としてはBRT、当面の地域の方々の足確保としてBRTでの仮復旧を提案し

ているような状況でございます。地元の方々から鉄道での復旧を強く望まれているというのは十分分かっておりますし、そういうことも今後協議をさせていただくという部分で考えておりますので、仮に将来の鉄道のあり方として、駅前広場は当然、交通結節点機能として必要になりますので、今回御用意をいただくということについては 弊社としては特に問題ないかなという風に思っております。

○森杉議長 わかりました。

○高橋委員 大変素人の質問で恐縮でございますが、道路幅が15～16mに広がると、自転車道を作れるということですが、その自転車道自体はどれくらいの広さなんでしょうか。それを、左右といますか、両方にちゃんと作れるのかどうか。特に津波の時には、自動車が大変な混雑して云々ということ聞いてますけれども、こういう時に自転車というのは大変な力を持つんじゃないかなと思いましたが、もうちょっとでも広いのがあったらいいなあという風に思うのですが、あともうひとつ、自転車道があっても何となく途中で消えてしまっていて、何のために作ったんだろうと思うことが時々ありますので、その辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず、幅員を1m増やしたわけですがけれども、これで、具体には3.5mという歩道幅員となります。その中で約1m～2mの幅で、大体2mですがけれども、自転車通行帯が確保されております、両側に。そんな考え方でございます。都市部では、仙台市街でありますともう少し太い自転車道がございますけれども、このくらいの都市規模でいきますと、これくらいあれば十分確保できるかなあという風に思っております。あまり大きくとっちゃいますと、そもそも相当程度の市街地が御覧のとおり発達してございまして、既設の道路も相当ございますので、これを今回の面整備で活用しながら、一部避難路として位置づけるところについて歩道、自転車帯を確保するというような形で考えております。

○森杉議長 御意見ございませんか。御質問もよろしゅうございますか。

気仙沼の都市計画審議会もこれを審議して承認したということですので、我々が「NO」ということはできないでしょうけど、順調に来ているということですね。よろしゅうございますか。

それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、お諮りいたします。

議案第2265号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 では、御異議ないものと認め、本案件につきましては、原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第2266号 志津川都市計画道路の変更について

○森杉議長 次の、最後の議題ですが、議案第 2266 号、「志津川都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第 2266 号「志津川都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書 15 ページをお開き願います。都市計画道路「3・4・1号水尻橋新井田線」、「3・4・2号五日町御前下線」及び次ページの「3・6・3号汐見田尻畑線」を変更し、「3・4・3号駅前みなと線」及び「3・5・4号松原大森線」を廃止するものでございます。

15 ページにお戻りいただきたいと思えます。それぞれ、ゴシック体で強調している箇所が変更点でございます。 「3・4・1号水尻橋新井田線」、これは国道 45 号となっておりますが、こちらにつきましては、終点位置の変更、それに伴いまして、延長を 1,980 m から 2,000 m に変更する等、その他記載の変更内容となっております。「3・4・2号五日町御前下線」、こちらは国道 398 号となっておりますがこちらにつきましては、路線名、路線番号を「3・5・6号八幡橋御前下線」から本路線名に変更する等、その他記載の変更内容となっております。

16 ページをお開き願います。「3・6・3号汐見田尻畑線」につきましては、路線名、路線番号を「3・5・5号汐見門前線」から本路線名に変更する等、その他記載の変更内容となっております。南三陸町志津川地区は、町の中心市街地で、住宅をはじめ商業、水産業、公共施設等が集積しておりましたが、今回の津波で甚大な被害を受けており、地区内の住宅のほとんどが全壊の状況となった他、役場庁舎や JR 気仙沼線及び各駅舎等、公共公益施設が壊滅的被害を受けてございます。南三陸町では、昨年 12 月に「南三陸町震災復興計画」を策定し、その復興目標の「安心して暮らし続けられるまちづくり」、この骨格となる安全で円滑な道路網を整備することとし、今後のまちづくりの目標及び土地利用方針に基づき、災害時の避難路や緊急輸送路としての位置付けや新たに設置する高台連絡道路と連携して市街地部のネットワーク形成を図ること、また、今後延伸されます三陸自動車道とのアクセス強化を図るため、都市計画道路網を全般的に見直すこととしたものでございます。

議案書 17 ページを御覧ください。図面の左下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表しており、黄色が廃止する区域となります。「水尻橋新井田線」国道 45 号は、市街地の南西部から北東部に向けて市街地中心部を通過する路線となっております。「五日町御前下線」国道 398 号は、市街地中心部から八幡川沿いを市街地の北西部に延びる路線となっております。また、「汐見田尻畑線」は登米方面から水尻川沿いを走りまして、水尻橋新井田線に連絡する道路となっております。

参考資料 1 の 12 ページをお開き願います。こちらは、南三陸町の震災復興計画に基づきます、志津川地区の土地利用計画のイメージ図となっております。高台では、図面では赤の破線で括弧している区域となりますけれども、「一団地の津内防災拠点形成施設」を都市計画決定するなどして、住宅地や公共施設を整備することとともに、低地部となる旧市街地では、図面では赤実線で括弧している区域となりますけれども、「被災市街地復興土地地区画整理事業」を都市計画決定いたしまして、水産業の再生に必要な作業場・水産加工施設、産直施設などを配置し、産業用地の再生

を図ることとしております。

こちらと併せまして、参考資料1の13ページをお開きください。こちらは、対象路線を拡大した図面となっております。さらに標準断面図は14ページとなっております。「水尻橋新井田線」国道45号は、起点を南三陸町志津川字汐見町とし、終点南三陸町志津川字新井田に至る路線となっております。延長2,000mとなっております。今回市街地の北東部の区間において、新井田川との位置を入れ替え、新井田川を渡る位置を上流にシフトすることにより、津波発生時の市街地内の連絡強化と土地の有効利用を図ることとしております。標準断面図は参考資料1の14ページのA-A'断面となっており、幅員17m、交差点部についてはその下の断面図のとおり、付加車線を加え、幅員18mとしております。

参考資料1の13ページにお戻り願います。「五日町御前下線」国道398号は起点を南三陸町志津川字五日町として、終点南三陸町志津川字御前下に至る路線でございます。延長は1,940mとなっております。国道398号は本路線と廃止する駅前みなと線の八幡橋を通り、市街地中心部へ通っておりますけれども、今回、このクランク区間を解消し、直接市街地中心部へ交通流を誘導することとしてございます。標準断面図は参考資料1の14ページC-C'断面のとおり、八幡川から上流部については、土地区画整理事業により公園緑地ゾーンや農地自然ゾーンとなり、沿道の利用が少なくなるため、これまでの両側歩道12mの幅員から、片側歩道11.5mの幅員に変更してございますが、市街地の中心部においては、B-B'断面のとおり両側に歩道を確保いたしまして、幅員16mとしております。

参考資料1の13ページにお戻りいただきたいと思っております。「汐見田尻畑線」は起点を南三陸町志津川字汐見町とし、終点南三陸町志津川字田尻畑に至る路線となっております。延長1,270mとなっております。今回「水尻橋新井田線」の変更と併せまして、線形を変更するものです。標準断面図は参考資料1の14ページのD-D'断面のとおり11.5m、交差点部13.5mとなっております。

参考資料1の15ページと16ページには、交差点分のアップが載せてございますので、御確認いただきたいと思っております。

以上で、議案第2266号の計画案に関する説明を終わりますが、本議案につきましては意見書が提出されております。

お手元に配布してございます、議案書別冊を御覧ください。

まず1ページをお開き願います。

意見をいただいたのは、南三陸町志津川字助作の住民の方でございます。「南三陸町志津川字御前下の国道398号（五日町御前下線）建設に反対」との意見です。理由でございますが、「建設敷地内に、自分が借地して営んでいる店舗の駐車場があり、駐車場の有無は運営上死活問題である。」「建設敷地内において将来商売をする予定である。」としてございます。

1枚めくって2ページの図面を御覧いただきたいと思っております。意見にある「御前下」地区ですが、これは五日町御前下線のこの路線の終点付近で、八幡川の右岸側の部分となっております。

1ページにお戻りください。これに対する、都市計画決定権者の見解でございますが、本道路計画上のいちばんのコントロールポイントは、河川計画との整合性となっております。見解の2段落目にありますが「この路線沿いの八幡川の津波防御方式は、従来水門方式でありました

が、今次津波で激しく被災し、操作不能に陥ったことから、津波水門の維持管理や操作の確実性、最大クラスの津波への対応等の観点から、堤防方式とすることとなっております。」

再度、2ページの図面を御覧ください。図面左側にA-A'の断面図が載せてありますが、五日町御前下線は従来八幡川のすぐ脇を通ってございましたが、見解に書いてあるとおり、八幡川は新たに堤防方式といたしまして河川堤防を嵩上げする必要が生じたので、五日町御前下線のルートを変更することが必要となっております。

申し訳ございません、1ページにお戻りください。「本道路計画は、こういった河川計画や土地区画整理事業と整合を図ったものであり、また、これまで市街地の渋滞の原因となっていた八幡川との交差形状を見直し、通常時においては商業・観光ゾーンへスムーズに交通流を誘導するとともに、緊急時には高台への安全な避難を可能とする道路法線としている。こういったことから、本計画を最適な計画と判断している。」、これが都市計画決定権者の見解としてございます。

以上で県への意見書の要旨の説明は終わりますが、こちらも南三陸町決定の土地区画整理事業と一団地の津波防災拠点形成施設について、意見書の提出がございました。南三陸町では、明日、9月7日に南三陸町都市計画審議会を開催する予定となっておりますが、こちらも、本議案と密接に関連するものであることから、本議案の審議の参考といたしまして、明日南三陸町都市計画審議会へ提出が予定されております、意見書の要旨及び南三陸町の見解の案を御紹介いたします。

お手元にあります、参考資料2を御覧ください。

その3ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する意見でございまして、ただ今説明した、県決定の五日町御前下線へ意見をいただいた方と同じ方からの御意見です。意見要旨の1番目は「自分の住所地が公園予定地となっていて、住居の建設ができない。」との意見です。これに対する都市計画決定権者である南三陸町の見解としましては、「この区域は災害危険区域として住居の用に供する建築物の建築を禁止することとしており、今後事業計画を策定していく中で、理解と協力を求めていく。」としております。次に要旨の2番目は、「志津川市街地の都市計画案があまりにも「夢物語」すぎる。」との意見でございます。これに対する南三陸町の見解としましては、「この計画は復興を遂げるための新しいまちづくりの指針として策定した「南三陸町震災復興計画」に基づくものであり、今後とも意見をいただきながら基盤整備を推進していく。」としております。

次に3ページを御覧ください。こちらは、南方町の仮設住宅に居住の方ほか43名からの御意見です。意見要旨は「防潮堤と堤防の計画について議論の余地を与えてほしい。」「南三陸町の風土に合わせた計画の実現を希望する。」との意見でございます。理由として、「遠隔操作可能な水門の整備、塩害に強い照葉樹を防潮林とするなど、南三陸町ならではの減災の道を歩みたい。」等としております。これに対する南三陸町の見解でございまして、「海岸堤防の計画高は国や県等の関係機関からなる『宮城県沿岸域現地連絡会議』において定めたものであり、町ではこの整備方針を南三陸町震災復興計画策定会議や町議会に諮り、南三陸町震災復興計画に反映を行った。」としております。

5ページを御覧ください。理由の2番目として、「防潮堤の高さとあり方は町民全体の課題であり、それを住民が考える過程を復興の土台としたい」等としております。これに対する南三陸町

の見解は、「これまでにまちづくりだよりや説明会、個別相談などで説明を行っており、一定の住民周知、合意形成は図られたものと考えている。」としております。

6 ページを御覧ください。こちらは、南三陸町志津川字天王山に居住の方からの御意見でございます。こちらの内容については、防潮堤や河川堤防に関するものであり、先ほどの2番目の方の意見と同様であり、南三陸町の見解も同様となっております。

最後に8 ページを御覧ください。こちらは、志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する意見でございます。ふたつ意見がございますが、どちらも、先ほど区画整理事業に対して意見をいただいた方々からの意見でございます。意見の1番目は「災害公営住宅について、少人数世帯も木造長屋式住宅に入居可能としてほしい。」との意見でございます。理由は「住民に自立を促し、新しいコミュニティ再生を叶えるためには、身近に花を育てることができる環境が必要」としてございます。これに対する都市計画決定権者である南三陸町の見解としては、「限られた高台の敷地に必要な戸数を確保しなければならないため、希望者全員に木造長屋式住宅を供給することは困難であるが、集合住宅でも高齢者に配慮した構造とし、可能な限り共同花壇、共同菜園を設置する。」としております。意見の2番目は「高台移転にあたり高齢者や障害者の包括的施設の具体的な計画を示してほしい。」との意見でございます。理由は「公設民営で住民ニーズに対応してほしい。」としてございます。これに対する都市計画決定権者である南三陸町の見解としては、「子育て拠点施設や生涯学習センター、保健センターなどが配置される計画となっており、運営方法等については、さらに検討していく。」としてございます。

以上で、議案第2266号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

(14:36 佐藤正昭委員が退席)

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、皆様方の御意見、御質問をお願いいたします。

○森杉議長 では当面、私の方から。参考資料2の方の4ページ。登米市に、仮設住宅にお住まいの43名の方々の御意見ですよね。一番私が気になるのは、たくさん人数がまとまってこういう意見書を出しておられるということなんですよ。一方で5ページの方を見ますと、南三陸町としては、いろいろ住民参加とか合意形成を図ってきたんだから、今更こんなことを言われても困るじゃないかと、こういう言い方をしているような気がするんですよ。これはどうも背景に、まだ意見交換がまとまらなかったか、あるいはその中で反対意見として退けられた人たちの意見なのかという、そのような背景があるのではないかと思ったんですけど、その辺、わかりましたらお教えいただきたいんですけど。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今かなり、南三陸町では丁寧にやっているという風には私自身思っておりますけれども、現実には43名の方々からこういった意見を賜っているということは、やはり引き続きそういった説明を行っていく必要があるかというふうに思っております。また、これらの計画は、県事業であります河川事業とも密接に関係してございまして、今まで水門方式で津波を守ってきたんですけど、今回の教訓から、一定程度、レベル1の津波においては、なるべ

く構造物に頼らない形で、堤防を嵩上げていくという方針に変えました。これらについてはやはり、まちづくりとの関係が、影響が出てきます。今回の意見はやはりそれに影響して、今までお住まいであったところにかかってしまうというようなことでございますので、これは町だけに任せるのではなくて、我々県の河川事業においても、引き続き工事の説明でありますとか、用地の側面も含めて、御理解いただくように説明していく必要があるかというふうには思っております。

○牛尾委員 私も実は、今回の、私ども都市計画審議会は直接は関係ないのかも知れませんが、この参考資料の部分、読ませていただいて非常に気になって、登米の南方の方々、仮設住宅の方というのは、南三陸町の避難されている方ですよね。43人というのは、それなりの、南三陸町の地区の方が集まって、この意見を出されているということ。あと南三陸町の見解で私非常に気になった、考え方というか部分がありまして、今、県の御担当の方は、丁寧にやっているという風にはおっしゃってはいるんですけども、例えば南三陸町の見解ということで各ページにありますけど、5ページの見解などを見ますと、「4月に地元住民へ配布した『志津川地区復興まちづくりだより 第2号』に掲載するとともに、4月末に開催した『志津川市街地の土地利用計画に関する説明会』や個別相談会でも説明を行っており、一定の住民周知、合意形成は図られたものと考えている」という風には書いておりますけど、周知することと合意形成は全く別話なので、南三陸町は合意形成ができたと思っているらしいんですけど、明らかにできていないというのが。これまでの審議会でも、これだけの数の意見書というのはないですよ。ちょっとこの、周知することと合意形成とは別話なので、もし町が、これで周知と合意形成だという風に考えているとしたら、ちょっと大きな間違いではないかなと、非常にこれは大変なことではないのかなという風に思っています。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今回のまちづくりの案に対する計画論としては、やはり、水門案よりは堤防案の方が安全だろうという風に思っております。ただそれと、住民感情というのは、また違うところにあることもございますので、県といたしましても、町の方に、今後とも丁寧な説明をするように、あるいは御理解をいただくようにといったことを引き続きお話ししていきたいという風には思っております。

○森杉議長 この堤防等のテーマは、河川とか海岸の、審議会というのがありますよね。学識経験者や住民の方々が参加する、河川整備の審議会に、ここにこれは必ずかかりますよね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 堤防方式が変わるときにはかかります。

○森杉議長 ここでも、参加の要望とか意見の要望とかも出ていると思うんですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） これに関連する話でございますが、当然、三陸気仙沼地域では、堤防の高さとまちづくり、あるいは目の前にすごい堤防ができて、とても海が見えないといった

御意見も賜っておりまして、今各地域に我々も入って、もちろん市役所も入っているわけですが、住民との対話を続けていきませんと、せっかく住民のために考えてきたものが受け入れられないということもございますので、そういった取組も含めて、南三陸の方には、丁寧な説明をするように調整していきたいという風には思っております。

○森杉議長 合意はそう簡単に図られるというものではないのではないのでしょうか、ということですね。再度丁寧な、いろんな場があると思うんですね。ここだけじゃなくて、いろいろな議論の場が。そこで何度も何度も繰り返しチェックをしていただくのがいいと思いますね。

○森杉議長 ございませんか。今回は、都市計画審議会としては、復興計画と絡んだ形での諮問を行わせていただいております。今後もこういう形での、復興計画と絡んだ形での道路決定問題、という形で行くと思うんですね。ですから、こういう風な議題が今後も続いていくだろうと思っております。意見とか御質問ということも含めて、感想ということでも、ちょっと背景にあることがこの資料からはよく分かりにくいとか、もうちょっとこういうことを説明してくれると鮮明になってくるのではないとか、そういう御意見もございましたら、この後そういう場を設けておりますけれども、ここでもお気づきの点がございましたら、関連して御発言いただきたいと思っております。

○高橋委員 いろいろ住民の方々の意見があってそれに対する町の見解が載せられておりますけれども、いずれも、水門は非常にお金もかかるし不確実で、それで防潮堤と河川堤防を盛り上げるということでしょうか。防潮堤という意味は、景色も見えないほど高いコンクリートの塀を海に回すというような考え方なのではないでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず、今回のまちづくりの計画決定内容に関連する部分としては、河川堤防の嵩上げという部分ですけど、これはコンクリートではございませんで、土で盛り上げて、原位置から、平均して4～5m。今までは水門で津波を止めるというかたちでしたが、一定程度津波が遡上しても両側に漏れないという、その津波の大きさは、今回の津波ではなくて、100年に一度くらい、比較的発生頻度の高い津波について想定しており、この地区ですと5～6m堤防を上げるという。それから、前面の海岸堤でございますけれども、これにつきましては、基本的にはコンクリート堤です。特に、ここは漁港の海岸になっておりますので、漁港の前にそんな高いものがあれば当然荷揚げができなくなるということで、その部分については、一定程度市街地側に退がって、海の前面は広く荷揚げができるようにして、その裏側には施設を守る高さの堤防を作っていく、というのが基本的なパターンです。そういったパターンが津波防御の形でございます。

○森杉議長 よろしいですか。他にございませんか。

そうすると、残っている課題としては、志津川駅の件につきまして、やはりJRの方から、一言お願いしたいと思っております。

○相澤専門委員代理 気仙沼線については、大船渡線よりは一段早く、8月20日に暫定という形でバスの、BRTには正式にはなってませんが、暫定でサービス開始をさせていただきました。大船渡線の時もお話ししましたように、地元の方々、自治体も含めて、将来の鉄道の復旧という形での強い気持ちは十分承知しておりますので、鉄道については、先程も申しましたとおり安全という部分が非常に重要になりますので、そういった部分ですとか、河川堤防もかなり高くなり、そこはようやく決定したところでございますので、今後、鉄道での復旧そのものは、そういう意味では時間のかかる問題になろうかと思っておりますので、今回、志津川の駅前広場、土地利用計画が変わるということで一度廃止していただくということについては、弊社としても問題はなく、将来鉄道に戻る場合には、別途協議させていただくというスタンスで考えております。

○森杉議長 ありがとうございます。

御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、もしも御意見等ございませんでしたら、この議案2266号についてお諮りいたします。

原案どおり承認することについて御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 では、御異議ないものと認め、本案件につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

4 その他

○森杉議長 以上で本日予定していた審議案件というのはすべて終了いたしました。委員の皆様方から何かこのほかに御意見等ございますでしょうか。それではお願いします。

○牛尾委員 牛尾と申します。今日はたびたび発言させていただいたんですけども、私実は復興庁の復興推進委員会の委員やらせていただいております、今回議案にありました気仙沼、南三陸町には何回も視察に入っています。それで南三陸町のことを指摘させていただいたんですけども、町長さんは大変立派な哲学を持ってらして、お気持ちはすごく分かるんですが、やはり南三陸町の場合、住民が登米市とかいろんなところに、仮設住宅で散ってしまっていて、まちづくりに対して周知だけでは難しい。合意の形成まで持って行くのが非常に難しい例であることは確かなんですね。あと、職員の方も皆さん被災された方が大変多くて、職員の方々の手が回らない部分もあります。そうした様々な要因はあるんですが、やはりこちらの参考資料でもふれられてましたけれども、まちづくり協議会の中でなるべく住民の方の意見を聴いて今後進めていただきたいというのは、これまでの視察の結果、私の意見として思っておりますので、その方向にい

ってくればいいなと思っております。

○森杉議長 ありがとうございます。

○事務局（櫻井都市計画課長） 今の御意見も含めてですね、まちづくりというのはその地域の中の、住んでいる方々の御理解がないと進まないものですから、こういった議論があったということ、そしてわれわれもそのように、県もそう思っているということ、そういったことについて南三陸町にとどまらず、事業を進めていく上でお話を申し上げたいと思います。特に今回の都計審において、南三陸町について、そういったお話があったといったことについても、南三陸町の方にお話ししていきたいという風に思っております。

○森杉議長 他にどうぞ。

○森杉議長 実はですね、南三陸町は、意見書がたくさんあるのでどうも気になって、ホームページに入ってみたんですね。もうひとつ、女川も、規模としてちょうどいい、比較の対象として入ってみますと、女川の方は、学識経験者を初めとして、いろんなワーキンググループなんかを作られていて、そこに住民参加の形で、いわば組織がかなり第三セクターを含んだ格好でいろいろとアクティブに動いているような、そういう雰囲気組織作りが行われて、そこからの情報発信がずらりと並んでいるんですね、ホームページの中に。南三陸町の方になりますと、そういうアクティブなワーキンググループの方針というのはあまり出てこなくて、協議会の決定事項とか議事録は前面に出てくるんですね。これで決定されていますよという、そういう情報の出し方になっているんですね。そこが、今おっしゃられたようなことを反映しているんじゃないかなと、僕は昨日、予習をかねて入ってみたんですが、そういう雰囲気を持ちましたね。多分市町村レベルで復興計画をつくっていつていますから、それぞれの個性と、それからスタッフと、それからおそらくべらぼうな労力がかかっていますよね。市町村レベルのスタッフとしては全く足りないでしょうから、いろいろな助けが来ているはずなんですよね。その人たちとの協力体制とか、協調体制とか、そこでの分担とかいうことによって、それぞれ非常に個性的な計画ができあがってきたのではないかと、こんな風に思うんですね。それをできうれば、こういうところから少しサジェスションでもできたら、サジェスションというとおこがましいですけど、そういうことを少しやっていくと、皆さん悩んでいると思いますので、こういうことは何らかのきっかけで積極的に、南三陸町の町長さんにも申し上げたいですね。

○事務局（櫻井都市計画課長） われわれも、被災市町とおつきあいをしておりますと、目の前の問題を片付けるのに精一杯な様子で、我々は県として、そういった取組をしていくということでもありますとか、こういったいい取組だということは、県として、各市町にお伝えすることはできるかと思っておりますので、そういったことも意識して各市町の方にあたっていきたいという風に思っております。

○森杉議長 よろしく。

ほかにございませんか。よろしいですか。
事務局ありませんね。

○事務局（櫻井都市計画課長） ございません。

○森杉議長 それでは、本日の会議を終了いたします。御協力，貴重な御意見をいただき，ありがとうございました。

5 閉 会

○司会（鈴木総括） 貴重な御審議をいただきまして，大変ありがとうございました。

以上をもちまして，第159回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお，次回，第160回審議会の開催日程につきましては，諮問する議案に係る各種調整や事業実施時期などを考慮いたしまして，日程が決まり次第早めに御連絡させていただきたいと思っております。
本日はありがとうございました。

午後3時06分閉会